

議案第67号

農業委員会委員の任命について

次の方を佐野市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和2年6月5日提出

佐野市長 岡部正英

住 所	姓 氏 名	生 年 月 日	職 業
[REDACTED]	若田 部 明	[REDACTED]	[REDACTED]

理 由

本市の農業委員会委員は、本年7月19日をもって任期満了となりますので、その後任者として新たに任命することについて、議会の同意を得たいので提案するものです。

参 考

農業委員会等に関する法律抜粋

(委員の任命)

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2・3 …省 略…

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たつては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。…省 略…

(1) 認定農業者である個人

(2) 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

6 前項に定めるもののほか、市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たつては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。

7 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 委員は、再任されることができる。

農業委員会等に関する法律施行規則抜粋

(認定農業者である法人の使用人)

第3条 法第8条第5項第2号の農林水産省令で定める使用人は、認定農業者である法人の使用人であつて、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者とする。

# 履歴書

住 所

若田部明生

## 学歴

1 昭和47年 3月

## 職歴

- |            |                   |       |
|------------|-------------------|-------|
| 1 平成26年 4月 | [REDACTED]        | 現在に至る |
| 平成26年 4月   | } 佐野市農政協力員        |       |
| 1 令和2年 3月  |                   |       |
| 平成26年 4月   | } [REDACTED]      | 現在に至る |
| 1 平成29年 3月 |                   |       |
| 1 平成29年 4月 |                   |       |
| 1 平成29年 7月 | 佐野市農地利用最適化推進委員に就任 | 現在に至る |

## 賞罰

[REDACTED]